

公益財団法人元興寺文化財研究所における公的研究費による研究活動の不正防止に関する基本方針

平成27年3月 1日

当研究所が受け入れて管理する公的研究費は国民からの貴重な税金で賄われており、研究費を不正に使用することは社会からの信頼に反する行為であり、当研究所の事業活動への信用を失墜させる行為であります。

そのため、当研究所の責務として、研究費を適正に運営・管理、執行し、研究費の不正行為防止に向けた社会からの要請に応えていく必要があります。

このことから、当研究所では、以下の方針に基づき、不正使用を発生させる要因を除去し、抑止機能を有する研究環境の構築を図り、研究費の不正行為防止に向け、誠実に取り組んでいきます。

- 1 研究費の運営・管理を適正に行うために責任の所在と権限を明確化した責任体系を構築します。
- 2 研究費の事務処理に関する職務権限やルールの明確化と統一化を図るとともに、不正行為防止対策に関する関係者の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境の整備、運用を図ります。
- 3 不正を発生させる要因に対応した具体的な不正行為防止計画を策定し、実効性のある対策を確実、かつ、継続的に実施します。
- 4 適正な予算執行を行うため、第三者による実効性のあるチェックが効くシステムを構築し、研究費の適正な運営、管理を行います。
- 5 研究費の使用ルールなどの情報共有、共通理解を促進する体制を構築するとともに、研究不正に対する取組などについて、積極的に情報を発信します。
- 6 「不正行為をしない、起こさない」ことを目指し、実効性のあるモニタリング体制を整備、実施し、不正の発生の可能性を最小にするため、恒常的に組織的牽制機能の充実、強化を図ります。